

平成30年3月30日（金）	
資 料 提 供	
担当課	観光交流課
担当者	清水、武田
電話	073-441-2785








「多言語電話通訳・簡易翻訳サービス」の申し込みを開始します。

県では、急増する外国人観光客とのコミュニケーション向上のため、平成29年度に引き続き平成30年度も観光関係事業者等を対象に標記サービスを提供します。

1 事業概要

- (1) 言語：英語、中国語（北京語）、中国語（広東語）、韓国語、スペイン語
ポルトガル語、フランス語、タイ語、ベトナム語、ロシア語（計10言語）
※言語により利用可能時間が異なります。
- (2) 利用者：宿泊施設、飲食店等の県内観光関係事業者、市町村消防本部及び和歌山県警
- (3) 負担金：年間2,000円（但し、市町村消防本部・和歌山県警は除く）
- (4) 利用期間：平成31年3月31日まで（申込は平成31年2月末まで）

2 活用イメージ

電話通訳		簡易翻訳	
 1 外国人観光客施設を訪問	 2 施設担当者コールセンターに電話	 3 受話器を観光客に渡す	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">中国語 (繁体字)</div> <p>①体験施設での翻訳</p> <p>入園料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人(13歳以上) 1人 ¥2,000 ・小人(6歳~12歳) 1人 ¥1,500 ・大人、小人ともに、2房を摘み取って食べていただけます。 <p>入園費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人(13歳以上) 1人2000日圓 ・小孩(6歳~12歳) 1人1500日圓 ・大人、小孩都可以摘下兩串葡萄享用 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・500ml瓶までお持ち帰り可能です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">スペイン語</div> <p>・Se pueden llevar de regreso una botella de 500 ml llena.</p> <hr/> <p>②飲食店での翻訳</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">英語</div> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏と白菜とピスタチオのスパゲティ <p>・Spaghetti with Chicken, Chinese Cabbage, and Pistachio</p>
 4 観光客がコールセンターに用件を言う	 5 コールセンターが通訳をする		

お問い合わせ

和歌山県観光交流課 環境づくり班/清水、武田、田嶋 TEL073-441-2785 FAX073-427-1523



1 対応言語等

番号	言語	曜日	電話通訳（対応時間）	文章翻訳（必要日数）
1	英語	全日	24時間	3営業日
2	中国語（北京語）	全日	24時間	3営業日
3	中国語（広東語）	全日	10時～18時	3営業日
4	韓国語	全日	24時間	3営業日
5	スペイン語	全日	24時間	3営業日
6	ポルトガル語	全日	24時間	3営業日
7	フランス語	全日	10時～18時	3営業日
8	タイ語	全日	10時～18時	3営業日
9	ベトナム語	全日	10時～18時	3営業日
10	ロシア語	平日	10時～18時	3営業日

2 利用制限

- ・電話通訳60件/月（1件あたり5分）※但し、市町村消防本部・和歌山県警は除く
- ・簡易翻訳20件/月（1件あたり1言語、200文字または100ワード）

3 利用可能者

- ・宿泊施設、お土産店、飲食店、免税店、観光施設及び観光案内所等の県内観光関係事業者
- ・市町村消防本部、和歌山県警

4 負担金

- ・1登録あたり年度末まで年間2,000円 ※但し、市町村消防本部・和歌山県警は除く

5 申込受付期間

- ・平成30年3月30日から平成31年2月28日まで

6 利用可能期間

- ・平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

7 留意点

- ・電話通訳・簡易翻訳については、日常会話程度を想定し、法律相談等の専門的な通訳・翻訳は対象外とする。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業または第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設は当サービスの対象者から除く。
- ・コールセンターへの電話代金は利用者負担とする。
- ・振込手数料は振込者負担とし、県が指定する口座に年間2,000円の負担金を振り込むこと。振込時、会社名を記入すること。

「送信先」和歌山県商工観光労働部観光交流課 武田 宛

FAX : 073-427-1523、E-mail: takeda_h0016@pref.wakayama.lg.jp

TEL : 073-441-2785

H30年度多言語電話通訳・簡易翻訳サービス申込書

申込日	平成30年 月 日
会社名 (団体名)	
住 所	〒
担当者	部署名 : 氏 名 : 電 話 : F A X : e-mail :
備考	

【注意事項】

- ・ 電話通訳・簡易翻訳については、日常会話程度を想定し、法律相談等の専門的な通訳・翻訳は対象外とする。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業または第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設は当サービスの対象者から除く。
- ・ コールセンターへの電話代金は利用者負担とする。
- ・ 振込手数料は振込者負担とし、県が指定する口座に年間2,000円の負担金を振り込むこと。振込時、会社名を記入すること。振込口座は申込後にサービス利用案内と併せて郵送通知する。郵送通知の到着までは申込日から1週間程度を要する。